

報告書（案）に対する意見募集結果及びこれに対する考え方

2007年10月9日

総合通信基盤局

料金サービス課

## 電気通信事業における会計制度の在り方に関する意見募集結果及びこれに対する考え方

### 全般的な意見

意見1 会計制度の抜本的な見直しへの着手は有意義。更なる会計制度の見直しに向けた検討を続けていくべき。	考え方1
<p>IP 化の進展等、電気通信事業の市場環境は急速に変化しており、接続料及びお客様料金の適正な算定によって、情報通信市場の健全な発展を促進するという会計制度の目的は、従前よりも更にその重要性を増しているところです。</p> <p>特に、競争の領域が中継領域からアクセス領域へと移行している現在の環境下では、ボトルネック設備を保有するNTT東・西を起点とするグループ市場支配力の濫用を防ぐためのルール整備は急務であると考えます。</p> <p>本質的には、NTT東・西のアクセス部門の分離という抜本的措置を行えば、会計上の透明性も確保され、真の公正競争環境が実現するものと考えますが、NTTの組織問題が議論される2010年までの間も、抜本的措置と同等の効果を得られるような暫定措置を適宜整備していくことが、公正競争実現のために重要であると考えます。</p> <p>したがって、今回の研究会で、電気通信事業における会計制度について、創設以来の抜本的な見直しに着手されたことは、大変有意義であったと考えます。</p> <p>なお、今回の報告書案の提言は、会計の透明性向上に向けた第一歩であり、また、情報通信市場の環境は、今後も常に変化していくことから、これを契機に、更なる制度の見直しに向けた検討を続けていくことが、公正な競争条件を確保し、お客様利便の向上を図るために必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>今後の会計制度の見直しについては、第8章に記述のとおり、定期的な見直しに加え、随時、機動的な見直しが必要である。</p> <p>なお、NTTの組織の在り方に関する議論は本研究会の直接の検討の対象ではないが、会計制度については、今後とも、他の制度との整合を図り、随時、機動的な見直しが必要である。</p>

### 第1章 IP化の進展等に伴う環境変化と会計制度見直しの必要性

#### 1. 電気通信事業における会計制度の概要

意見2 会計制度の見直しは、NTT東西におけるアクセス網の実質的な機能分離を進める方向で行われるべき。	考え方2
<p>【会計制度見直しに関する基本的な考え方】</p> <p>固定通信市場においては、市場支配力を有する事業者の保有する加入者回線部分に依然ボトルネック性が存在することから、社会厚生を最大化のためには、サービス競争の促進が不可欠です。現に、FTTH 市場においては設備開放ルールにおける競争阻害性が引き起こす問題等、喫緊の課題が存在しています。</p> <p>このような状況の下、我が国において真に公正な競争を可能とする環境を構築するためには、最終的には NTT 東西のアクセス部門の構造分離が不可欠であり、それまでの間、各種制度の見直しはアクセス網の実質的な機能分離を進める方向で実施すべきです。したがって、電気通信事業会計・接続会計といった規制会計制度に係る省令改正等の見直しも、上記の方向にて行われるべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>電気通信事業における会計制度は、基本的には、接続ルール、料金政策といった各種競争ルールの適切な運用に資するためのものであり、その在り方は、それらのルールの内容を反映したものとなる。</p> <p>したがって、ご指摘の点については、現状の、あるいは今後の競争ルールの内容に沿って検討することが適当である。</p> <p>なお、NTTの組織の在り方に関する議論は本研究会の直接の検討の対象ではないが、会計制度については、今後とも、他の制度との整合を図り、随時、機動的な見直しが必要である。</p>

## 2. 電気通信事業における環境変化と会計制度見直しの必要性

<p>意見3 水平的市場統合の進展に起因する市場支配力の濫用防止の観点から会計の在り方を検討するとする報告書案に賛同。</p>	<p>考え方3</p>
<p>【水平的市場統合の進展に対応した見直しの必要性】 NTT 東西における水平的事業展開については、2006 年度の競争評価においても「固定電話市場における市場支配力を梃子として、他の隣接市場（ブロードバンド、移動体通信等）に影響力を及ぼす懸念がある」とされているところであり、水平的市場統合の進展に起因する市場支配力の濫用防止の観点から会計の在り方を検討するとする、報告書案の内容に賛同します。 「電気通信事業分野における競争状況の評価 2006」第1章 P.58: <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070713_5_h-1.pdf">http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070713_5_h-1.pdf</a> (ソフトバンク)</p>	
<p>意見4 会計制度の見直しは、ボトルネック性に起因する市場支配力に着目すべきであり、他の事業者については規制強化としないよう留意すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>【垂直的市場統合の進展に対応した見直しの必要性】 レイヤーを跨った市場支配力の濫用防止の観点から会計の在り方を検討するとする、報告書案の内容に基本的に賛同しますが、フォーカスすべき部分は、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者による市場支配力であり、検討にあたっては、アクセス網における市場支配力の濫用防止策を中心とすべきであると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>電気通信事業における会計制度は、基本的には、接続ルール、料金政策といった各種競争ルールの適切な運用に資するためのものであり、その在り方は、それらのルールの内容を反映したものとなる。</p>
<p>【電気通信事業における競争政策の展開にあわせた会計制度の見直しについて】 適切な競争政策の実行のためにも、会計制度は時代に適応したものでなければならず、競争政策の展開に対応した適切な会計制度となっているか否かを検証するとする、報告書案の内容に賛同します。 その際、規制政策への積極的な活用という観点からは、会計制度の見直し内容は支配的事業者にも適用されるようにすべきであり、その他の事業者については規制強化とならないよう、省令改正の際に留意する必要があると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>したがって、ご指摘の点については、現状の、あるいは今後の競争ルールの内容に沿って検討することが適当である。 なお、接続ルール、料金政策の在り方そのものは、本研究会の直接の検討の対象ではないが、会計制度については、今後とも、他の制度との整合を図り、随時、機動的な見直しが必要である。</p>

## 3. 検討課題と検討に際しての基本的な視点等

<p>意見5 IP 網への移行完了後の会計制度の在り方の検討は、PSTN との並存期間における制度の検討終了後速やかに行うべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>【検討の時間軸について】 まず PSTN と IP 網の並存期間にフォーカスして検討を行うことは適当と考えます。 なお、IP 網への移行が完了した以降の期間における会計制度の在り方の検討については、現行の PSTN を前提とした制度体系を抜本的に見直す必要が生じ、その検討には時間を要すると思われるため、並存期間における制度の検討が終了した後に、速やかに検討に着手すべきであると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>ご指摘のとおり、IP 網への移行が完了した後に、現行の料金政策や接続政策について抜本的な見直しが行われる場合には、会計制度についても併せて検討が行われることが適当である。</p>

<p><b>意見6 NTT東西は開示資料について電子データで提供すべき。</b></p>	<p><b>考え方6</b></p>
<p>今回の制度見直しによる相互参照性・検証可能性の向上をより効果的なものとするためにも、NTT東西においても研究会のなかで前向きにご検討いただけるとコメントを頂いておりましたが、各開示資料の電子データでの提供も要望します。 (イー・アクセス)</p>	<p>NTT東西においては、具体的な開示方法の改善を検討し、可能な範囲でこれを実現することが望ましい。</p>

## 第2章 接続会計の設備区分の在り方

### 1. 基本的な考え方

<p><b>意見7</b> 接続会計に係る省令改正等は、NTT東西におけるアクセス網の実質的な機能分離を進める方向で行われるべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>【NTT東西アクセス網の実質的な機能分離について】          接続会計における、利用部門と接続事業者間における競争上の公平性確保を目的とした、接続料原価算定機能や内部相互補助のモニタリング機能等の重要性は、現時点においても色褪せるものではなく、冒頭に述べたとおり、接続会計に係る省令改正等の見直しは、NTT東西におけるアクセス網の実質的な機能分離を進める方向で行われる必要があると考えます。          (ソフトバンク)</p>	<p>考え方2に同じ。</p>

### 2. 網使用料算定根拠の設備区分との一致

<p><b>意見8</b> 接続会計と網使用料算定における機能区分の乖離の解消が図られることが望ましく、報告書案に賛同。</p>	<p>考え方8</p>
<p>報告書案に示された見直しの方向性については、接続会計と網使用料算定における機能区分の乖離の解消が図られるものであり、望ましいと考えます。          (KDDI)</p>	
<p><b>意見9</b> 設備区分の見直しについて、事業者の負担とならないように配慮すべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>弊社が行っている接続料算定の実態を踏まえて、接続会計の設備区分を網使用料算定根拠の設備区分に一致させる(細分化や統合を行う)方向の見直しであれば、特段の異論はありません。          但し、見直しの内容によっては、会計システムや事務処理の変更等に相当な期間や稼働を要する場合がありますので、算定コストの増加等、事業者負担とならないようにご配慮いただく必要があると考えます。          (NTT東西)</p>	<p>接続会計の設備区分の在り方については、第2章に記述のとおりである。          なお、NTT東西における会計システムの変更、算定に係る費用の一部が接続料原価にも算入されることにかんがみれば、行政においては、過度の負担とならないよう配慮しつつ、必要な改正を行うことが適当である。</p>

### 3. 網機能による設備区分の整理

<p><b>意見10</b> 接続会計と網使用料算定における機能区分の乖離の解消が図られるのは望ましく、報告書案に賛同。</p>	<p>考え方10</p>
<p>報告書案に示された見直しの方向性については、接続会計と網使用料算定における機能区分の乖離の解消が図られるものであり、望ましいと考えます。          (KDDI)</p>	
<p><b>意見11</b> 一覧性をもって接続会計と網使用料算定根拠間の検証が行うことができ検証性の向上につながるため、接続会計において、接続料規則に規定する網機能の区分単位で設備区分を整理するとする報告書案に賛同。</p>	<p>考え方11</p>
<p>一覧性をもって接続会計と網使用料算定根拠間の検証が行うことができ検証性の向上につながることから、網使用料算定根拠と接続会計の設備区分を接続料規則に規定する機能の区分単位で統一を行うことに賛成致します。          (イー・アクセス)</p>	

#### 4. 設備区分の廃止・統合

意見12 帰属する費用が存在しない設備区分を廃止し、接続料算定に有意に機能しない区分を統合することに賛同。	考え方12
<p>現行の設備区分のうち、帰属する費用が存在しない区分を廃止するとともに、接続料算定に有意に機能しない区分を統合することに賛同いたします。 (NTT東西)</p>	
<p>設備区分の廃止・統合における本整理に賛成致します。 (イー・アクセス)</p>	
意見13 利用部門における設備区分を統合することは適当ではないとする、報告書案に賛同。	考え方13
<p>【設備区分の廃止・統合について】 利用部門における設備区分には接続料原価の多角的な検証に資するものであり、その区分を統合することは適当ではないとする、報告書案の内容に賛同します。 (ソフトバンク)</p>	
<p>特に 内の「サービス活動」については、NTT利用部門と他の接続事業者との設備利用の同等性をチェックする際、NTT利用部門の中での設備費用や営業費の比率は重要な指標となるため、今後も「サービス活動」の独立した区分が必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	
意見14 設備区分の廃止・統合について、事後的な検証を行うべき。また、公開の場で議論を行い決定されるべき。	考え方14
<p>区分の廃止や統合を行う場合は、透明性の確保が損なわれないかについて、事後的に検証を行い、必要があれば修正を行うことが必要と考えます。 (KDDI)</p>	<p>今後の会計制度の見直しについては、第8章に記述のとおり、定期的な見直しに加え、随時、機動的な見直しが必要である。</p>
<p>なお、設備区分の統合・廃止を行う場合には、接続料算定に有意に機能しているか否かも含め、公開の場で議論が行われ、決定される必要があると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>なお、本研究会の報告書を受け、総務省において省令改正が行われる際には、情報通信審議会への諮問及びパブリックコメントの募集が行われることとなる。</p>

#### 5. IP化に対応した設備区分の在り方

意見15 NTT東・西の次世代ネットワークについて、接続ルールと合わせ、「可及的速やかに」検討を開始すべきとの報告書案に賛同。	考え方15
<p>NTT東・西の次世代ネットワーク(NGN)については、接続会計に固有の設備区分を設けることが必要となるため、具体的な設備区分の在り方について、接続ルールと合わせ、「可及的速やかに」検討を開始すべきとの報告書案の提言に賛同します。 (KDDI)</p>	
意見16 NGNに係る設備区分の議論は時期尚早。IPネットワーク上のサービスについて、機能毎に分離することは難しい。	考え方16
<p>次世代ネットワークに係る技術や機能については、標準化の途上にあるものが多く、既存のPSTN網のようにほとんどすべての技術や機能が確定している段階にはありません。また、報告書(案)で用いられている「サービス付与機能」の定義について、統一的な定義が定まっておられません。このような段階において、当該機能を分離して接続会計に反映するといった議論を行うのは時期尚早と考えます。 また、仮にそれぞれの機能を明確化して分離しようとする場合でも、IPネットワーク上で実現されるサービスは、複数の装置を跨って機能が実現されることや、それぞれの機能を跨って開発されるソフトウェアのウエイトが大きいことが想定され、これを機能ごとに分離することは非常に難しいと考えます。 (NTT東西)</p>	<p>接続会計の設備区分の在り方については、第2章に記述のとおり、次世代ネットワークに係る設備区分については、次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて検討することが適当である。</p>

意見17 競争上のハンディキャップや迅速かつ柔軟なサービス提供に支障となるため、NGNを含むIPネットワークは指定電気通信設備とすべきではない。	考え方17
<p>なお、次世代ネットワークを含むIPネットワークについては、徹底したネットワークのオープン化・アンバンドル化の推進に伴い、他事業者は中継ダークファイバやコロケーションを利用して自らルータ等を設置し構築することが可能であります。実際にも、競争下で各事業者が創意工夫を凝らして様々な技術・設備を用いて独自のIPネットワークを構築して弊社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、また、次世代ネットワークについては、各社独自の次世代ネットワーク構想を公表し、これを推進している状況にあります。そのような中で、弊社の次世代ネットワークを含むIPネットワークを指定電気通信設備の対象とすることは、創意工夫を凝らした独自サービスの展開や技術革新への対応を阻害することになり、競争上のハンディキャップとなるばかりでなく、お客様への迅速かつ柔軟なサービス提供に支障を及ぼすことから、指定電気通信設備に整理されるものではないと考えます。 (NTT東西)</p>	指定電気通信設備制度の在り方そのものは、本研究会の直接の検討の対象ではないが、会計制度については、今後とも、他の制度との整合を図り、随時、機動的な見直しが必要である。
意見18 NGNにおいては、独立した設備区分を設けるべき。具体的な設備区分については、接続ルールの検討の中で十分に議論すべき。	考え方18
<p>【NTT 東西の次世代ネットワークにおける設備区分について】 NTT 東西の次世代ネットワークに関しては、接続料算定プロセスの透明化を図るためにも独立した区分を設けることが必要です。具体的な設備区分の在り方については、次世代ネットワークに関する接続ルール検討の中で、十分に議論を行って頂きたいと考えます。 (ソフトバンク)</p>	考え方16に同じ。
意見19 NGNを指定電気通信設備として指定した上で、NGNに係る会計制度について、早急に検討すべき。	考え方19
<p>NTT東西の次世代ネットワークについては、将来的にユニバーサルサービスであるPSTNからの置き換えが想定されることを考慮しますと、「利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」として、PSTNと同様に第一種指定電気通信設備として規制されるべきと考えます。 したがって、次世代ネットワークの接続ルールは、一般利用者が多様なサービスを享受できるよう積極的にアンバンドル化されるべきだと考えており、特にOLT集約装置を1回線単位でオープン化することは必須であると考えます。 なお、接続ルールの検討は、商用開始までに整理しておく必要がありますが、会計制度についても、同様に商用開始をしてからでは当然遅く、NTT東西より早急に検討に必要なネットワーク詳細をご説明いただき、接続ルールと同時並行的に検討を進める必要があると考えます。 (イー・アクセス)</p>	考え方17に同じ。

### 第3章 電気通信事業会計の役務区分等の在り方

#### 1. 基本的な考え方

<p><b>意見20 競争評価上の「部分市場」等を考慮し、役務区分を設定することに賛同。</b></p>	<p>考え方20</p>
<p>競争評価上の「画定市場」だけでなく「部分市場」等を考慮し、役務区分を設定することに賛成致します。 特に、ADSL・CATV・FTTHなどの競争環境が流動的であるブロードバンドサービスにおいては部分市場をもとに設定すべきであると考えます。 (イー・アクセス)</p>	
<p><b>意見21 指定電気通信役務の収支の開示は廃止すべき。特に、FTTHの役務区分は作成・開示すべきではない。</b></p>	<p>考え方21</p>
<p>指定電気通信役務の収支については、競合他社の収支が開示されておらず、弊社の競争上著しく不利益を被ることになるため、早急に廃止していただきたいと考えます。 特に、報告書(案)において「FTTH」の役務区分を新たに作成・開示することとされていますが、FTTHサービスは、需要立ち上げ期にあり、ブロードバンド化の推進のため、一定期間をかけてコストを回収することは許容されるべきであり、また、地域単位に参入する事業者との競争が著しく進展しており、提供エリア全体のシェアが高いとして画一的に収支開示を求めることは、競争の中立性を損うことから、実施すべきでないと考えます。 (NTT 東西)</p>	<p>NTT東西の提供するFTTHサービス(Bフレッツ)は、ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備を用いて提供されるサービスであって、代替するサービスが十分に提供されていない独占的なサービスであり、適正な料金に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するために特に必要があるとして指定されている指定電気通信役務である。 指定電気通信役務損益明細表の作成は、このような指定電気通信役務を提供する事業者に対する非対称規制であり、上記指定の趣旨にかんがみれば、指定電気通信役務については第3章に記述のとおり市場ごとに収支を区分・開示し、市場間の内部相互補助を牽制・抑止することが適当であり、このような区分・開示について他事業者が提供する競争的なサービスと同列に論じることは出来ず、また、競争の中立性を損なうものでもない。 なお、料金政策の在り方そのものについては、本研究会の直接の検討の対象ではないが、会計制度については、今後とも、他の制度との整合を図り、随時、機動的な見直しが必要である。</p>

#### 2. 特定電気通信役務に係る役務区分等の在り方

<p><b>意見22 Bフレッツに係る役務区分を設けることに賛同。</b></p>	<p>考え方22</p>
<p>市場実態を踏まえ、「FTTH(仮称)」の役務区分を設けることに賛同します。 (ケイ・オブティコム) 「特定役務以外の指定役務」に係る役務区分に、Bフレッツ等のサービスを新たな区分として設けることが適当との報告書案の提言に賛同します。 また、ひかり電話等の新しいサービスについても、必要に応じて収支をチェックすべきとの考え方が報告書案で提示されたことは、望ましいと考えます。 (KDDI)</p>	

<p>新たにBフレッツに係る区分を設けることに強く賛成致します。これにより指定電気通信役務損益明細表の機能がより向上すると考えます。 (イー・アクセス)</p>																														
<p><b>意見23 役務区分の簡素化・統合について、事後的な検証を行うべき。</b></p>	<p>考え方23</p>																													
<p>なお、役務区分の簡素化や統合を行う場合には、透明性の確保が損なわれないかについて、事後的に検証を行い、必要があれば修正を行うことが適当と考えます。 (KDDI)</p>	<p>考え方14に同じ。</p>																													
<p><b>意見24 不当な内部相互補助の牽制・抑止の観点から、役務区分をさらに詳細化すべき(特定電気通信役務:NGNの展開を考慮し、詳細化すべき。特定電気通信役務以外の指定電気通信役務:Bフレッツ区分の新設に賛同。可能な限り詳細化すべき)。</b></p>	<p>考え方24</p>																													
<p>【内部相互補助の監視について】 公正な競争を確保するためには、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者による市場支配力の濫用防止が不可欠であり、独占的市場の収益を源泉としたNTT東西における内部相互補助は、いかなる場合でも認められるべきではありません。 このような不当な内部相互補助防止のために電気通信事業会計が担う役割は大きく、同会計に期待する機能を十分に引き出すためには、指定電気通信役務損益明細表を時代に適したものにすることが必要です。そのためにも、同明細表においては、昨今のIP化の進展に伴い登場した多様なサービスを考慮し、詳細に区分されたサービス別に収支を整理する必要があると考えます。 報告書案においては、指定電気通信役務損益明細表におけるFTTH区分の新設が提案されており、その方向性に基本的に賛同いたしますが、内部相互補助牽制・抑止の観点からは、次項目において述べるとおり、役務区分をさらに詳細化することが望ましいと考えます。</p>	<p>電気通信事業会計において、不当な内部相互補助を牽制・抑止すべき単位については第3章に記述のとおり、指定電気通信役務の指定の単位、すなわち市場単位を基本とすることが適当である。 また、指定電気通信役務損益明細表は、利用者料金の適正な算定に資することを目的とするものであり、NTT東西における次世代ネットワークで提供されるサービスであっても、他のネットワークで提供されるサービスと同様に、固有の市場が画定されない限りは、次世代ネットワークに固有の役務区分を設ける必要性は現時点では想定されない。</p>																													
<p>【特定電気通信役務に係る役務区分について】 不当な内部相互補助を牽制・抑止するという観点においては、前述のとおり役務区分は可能な限り詳細化されている方が有効であると考えます。したがって、「特定電気通信役務」に係る役務区分については、プライスカップ規制における料金バスケットと一致させる必要性はないと考えます。 むしろ、今後のNTT東西における次世代ネットワーク展開を考慮し、現行の区分をベースにして、以下のとおり詳細化する必要があると考えます。</p> <p>&lt; 指定電気通信役務損益明細表における専用役務の詳細化案 &gt;</p> <table border="1" data-bbox="136 863 483 1353"> <tr> <td rowspan="10">専用 役務</td> <td rowspan="3">P S T N</td> <td rowspan="3">一般専用</td> <td>市内専用</td> </tr> <tr> <td>市外専用</td> </tr> <tr> <td>小計</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高速デジタル伝送</td> <td>市内専用</td> </tr> <tr> <td>市外専用</td> </tr> <tr> <td>小計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">N G N</td> <td rowspan="3">一般専用</td> <td>市内専用</td> </tr> <tr> <td>市外専用</td> </tr> <tr> <td>小計</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高速デジタル伝送</td> <td>市内専用</td> </tr> <tr> <td>市外専用</td> </tr> <tr> <td>小計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">小計</td> <td></td> </tr> </table> <p>【特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分について】</p>	専用 役務	P S T N	一般専用	市内専用	市外専用	小計	高速デジタル伝送	市内専用	市外専用	小計	その他			N G N	一般専用	市内専用	市外専用	小計	高速デジタル伝送	市内専用	市外専用	小計	その他			小計				
専用 役務				P S T N	一般専用	市内専用																								
						市外専用																								
		小計																												
		高速デジタル伝送	市内専用																											
			市外専用																											
			小計																											
		その他																												
		N G N	一般専用	市内専用																										
				市外専用																										
	小計																													
高速デジタル伝送	市内専用																													
	市外専用																													
	小計																													
その他																														
小計																														

IP 系サービスの重要度が高まる中、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る区分の詳細化を図ることは、内部相互補助の牽制・抑止の観点からも不可欠であると考えます。

特に FTTH 市場においては、NTT 東西が積極的な営業活動を行っているところですが、その営業活動の原資が独占市場における収入で賄われているのだとしたら、そのようなことは一切認められるべきではなく、FTTH に係る収支の明確化により、このような不当な内部相互補助を牽制・抑止する必要があります。したがって、新たに B フレッツに係る区分を新設とする、報告書案の内容に賛同します。なお、報告書案においては「FTTH」「その他」という区分が提案されていますが、内部相互補助を牽制・抑止する観点からは、役務区分は可能な限り詳細化されることが望ましく、以下のとおりさらに細分化すべきであると考えます。

< 指定電気通信役務損益明細表における特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の詳細化案 >

特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	FTTH	B フ レ ツ ツ	地域IP網	
			アクセス回線	一戸建て住宅向け(ハイパーファミリータイプ・ファミリー100)
				集合住宅向け(マンションタイプ)
				オフィス向け(ビジネスタイプ)
			一戸建て住宅オフィス向け(ベーシックタイプ)	
			ひかり電話	
			中継網	
	N G N	ア ク セ ス 回 線	一戸建て住宅向け(ハイパーファミリータイプ・ファミリー100)	
			集合住宅向け(マンションタイプ)	
			オフィス向け(ビジネスタイプ)	
			一戸建て住宅オフィス向け(ベーシックタイプ)	
			ひかり電話	
			その他	
			小計	

ここでは、ひかり電話は指定電気通信役務として指定されたという前提にしている。  
(ソフトバンク)

**意見25 ひかり電話について、個別の役務区分を設定すべき。**

**考え方25**

活用業務のような特別の認可を要する役務、なかでも既に独占的市場になっている「ひかり電話」については、不当な内部相互補助の抑止等の観点から「指定電気通信役務以外の電気通信役務」全体の損失の有無に関わらず、個別の役務区分を設けるべきと考えます。  
(ケイ・オプティコム)

ひかり電話のように現状の料金規制の対象外であり、競争的なサービスである「指定電気通信役務以外の電気通信役務」に係る役務区分についての考え方は、第3章に記述のとおりである。

FTTH(B フレッツ)上で提供可能な「ひかり電話」については、ユニバーサルサービスである加入電話の代替サービスとして位置づけられるものであります。

今後の加入電話からひかり電話への移行の進展を考慮すれば、「ひかり電話」の収支は、「指定役務以外の役務」全体の損失の有無に関わらず、現時点より開示対象とすべきであると考えます。  
(CTC)

仮に、今後、ひかり電話が指定電気通信役務に指定されるような場合には、同じく第3章に記述した考え方に従い、役務区分の必要性を検討することが適当である。

【指定電気通信役務以外の電気通信役務に係る役務区分について】

NTT 東西は光 IP 電話サービスにおいて固定電話と比べて遜色ないサービスを提供しており、その回線数は増加しつつあります。加えて、光 IP 電話市場においては旧来の固定電話から移行した利用者が多く、NTT 東西は固定電話市場における独占的な地位を梃子にし、光 IP 電話市場においても

<p>再び独占的な地位を確立しつつあります。</p> <p>すなわち、ひかり電話の提供に係るルータは、その指定が解除された時と大きく状況が異なっており、いまや「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」であり、早急に当該ルータを第一種指定電気通信設備として指定すべきであると考えます。その上で、指定電気通信役務損益明細表においてひかり電話の区分を新設し、NTT 東西に対し個別の収支整理を義務付けるべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	
<p>0AB～J 番号の IP 電話市場シェアの 76.7% (2008 年 3 月時点 総務省発表データ) を占め且つユニバーサルサービス対象である固定電話サービスから将来的に置き換えが想定されるひかり電話においては、現時点においても他の指定電気通信役務以外の電気通信役務とは切り離して個別の役務区分を設定し、不当な内部相互補助のチェックが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p><b>意見 26 2008 年度から FTTH の役務区分を用いた会計整理を開始すべき。</b></p>	<p><b>考え方 26</b></p>
<p>FTTH 市場の成長が著しいことを考慮すると、当該市場に係る内部相互補助の牽制・抑止は早急に求められるものであり、NTT 東西に対しては、FTTH の区分を新設した上での指定電気通信役務損益明細表の作成を 2008 年度分から求めるべきであると考えます。なお、区分の新設に伴い作成に準備期間を要するというのであれば、2008 年度分は参考値という形で公表することも検討に値すると思えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>ご指摘の点については、第 3 章に記述のとおり、区分の新設には相当の準備期間が必要であることを勘案したものです。</p> <p>なお、NTT 東西においては、上記準備期間を可能な限り短縮することが望ましく、また、可能であれば、2008 年度分から FTTH に係る収支を区分した指定電気通信役務明細表の整理を行うことを妨げるものではない。</p>

### 3. 多様な料金形態への対応

<p><b>意見 27 指定電気通信役務間のバンドルサービスについても、契約約款の変更命令の発動を可能とすることを明確化すべきとする、報告書案に賛同。</b></p>	<p><b>考え方 27</b></p>
<p>【電気通信事業分野における競争の促進に関する指針について】</p> <p>指定電気通信役務が関わるバンドルサービスは、市場支配力を梃子にして隣接市場へその影響力を及ぼすこととなることから、厳しい監視が必要であると考えます。したがって、指定電気通信役務間のバンドルサービスについても、料金を区別せずに設定するときは、契約約款の変更命令の発動を可能とすることを明確化すべく、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」という。)を改正すべきとする、報告書案の内容に賛同します。</p> <p>上記の改正タイミングにあわせて、競争セーフガード制度等、他制度において指摘された事項(例:NTT 東西における共同営業の問題等)についても、共同ガイドラインに盛り込み、同ガイドラインの充実化を図ることが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	
<p><b>意見 28 指定電気通信役務損益明細表に、バンドルサービスを構成する指定外の役務に係る役務区分を新たに設けるとする報告書案に賛同。</b></p>	<p><b>考え方 28</b></p>
<p>指定電気通信役務損益明細表に、バンドルサービスを構成する指定外の役務に係る役務区分を新たに設け、その収支を明らかにさせることに賛成致します。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	

<p><b>意見29 異なる市場間のバンドルサービスについて、会計上の扱いを先行して決めるべきではない。</b></p>	<p><b>考え方29</b></p>
<p>異なる市場間のバンドルサービスについて、規制の枠組み自体が議論されておらず、市場におけるサービス融合が進む中で環境変化への柔軟な対応の支障となることから、会計上の扱いを先行して決めるべきでないと考えます。 (NTT東西)</p>	<p>ご指摘の点については第3章に記述のとおり、現時点では、対象となるようなサービスが提供されていないことから、具体的なサービスが出現した際に、個々のサービス内容や提供形態等に応じて役務区分の設定の要否を判断することが適当である。</p>
<p><b>意見30 ひかり電話とのバンドルサービスについては留意されるべき。</b></p>	<p><b>考え方30</b></p>
<p>0AB～J番号のIP電話市場シェアの76.7%(2008年3月時点 総務省発表データ)を占め且つユニバーサルサービス対象である固定電話サービスから将来的に置き換えが想定されるひかり電話と、例えば放送コンテンツサービスがバンドルサービスを提供した場合、通信だけでなく固定通信での市場支配力を梃子にして放送市場においても競争が阻害される可能性があります。そのため指定役務以外の役務であっても、ひかり電話とのバンドルサービスについては十分に留意されるべきであると考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>考え方29に同じ。</p>
<p><b>意見31 FMCサービスに係る検討に際しては、データサービスも含め、移動電気通信役務明細表の検証を行うべき。</b></p>	<p><b>考え方31</b></p>
<p>FMCサービスに関する検討を行う際には電話サービスだけでなく、データサービスも含む必要があると考えます。 また、FMCサービスに関する検討を行う際は、移動電気通信役務損益明細表の検証も必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>考え方29に同じ。</p>
<p><b>意見32 電気通信事業以外の分野からのレバレッジ等の行使を想定した検討が必要。</b></p>	<p><b>考え方32</b></p>
<p>報告書(案)においては、地域通信市場のボトルネック設備を保有する事業者だけを規制対象としていますが、今後、上位レイヤや電力等他の事業分野からのレバレッジ等を持つプレーヤーが市場支配力を行使することが想定されることから、このような視点からの検討が必要であると考えます。 (NTT東西)</p>	<p>考え方4に同じ。</p>
<p><b>意見33 ひかり電話について、個別の役務区分を設定すべき。</b></p>	<p><b>考え方33</b></p>
<p>本来、地域電気通信業務を営む事業者であるはずのNTT東西において、活用業務制度を利用したサービスや通信サービス以外のサービスの提供、あるいは規制のかからない実質的に一体である子会社等を通じた各種サービスの提供等、本来業務以外のサービスを積極的に拡大している状況にあります。このような状況下、少なくとも指定電気通信役務と一体的に提供されているものに関して、不当な内部相互補助の抑止を徹底する必要があると考えます。 そのため、指定電気通信役務以外の電気通信役務である「ひかり電話」が、指定電気通信役務たるBフレッツとのバンドルにより、既に独占的市場となっていることを踏まえ、「ひかり電話」の役務区分を設けて収支をチェックすべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>考え方25に同じ。</p>
<p><b>意見34 附帯事業等において、指定電気得通信役務とのバンドル事業に係る収支を区分すべき。</b></p>	<p><b>考え方34</b></p>
<p>また、現に、NTT西日本にて「フレッツホームセキュリティ」等、指定電気通信役務とバンドルした通信サービス以外のサービスを提供していることから、指定電気通信役務とバンドル化されているサービスについて、不当な内部相互補助がなされないよう、附帯事業等において「指定電気通信役務とのバンドル事業」といった区分を設けて収支をチェックできるようにすべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>通信サービスと通信サービス以外のサービスとの間の不当な内部相互補助の牽制・抑止については、第3章に記述のとおり、仮に、独占的な市場のサービスから不当な内部相互補助を受ける場合があれば、必要に応じ、会計上の適切な措置を講じることが適当である。</p>

<p><b>意見35 NTT東西のバンドルサービスは基本的に認めるべきではない。</b></p> <p>ボトルネック設備を保有するNTT東・西のバンドルサービスは、公正競争の確保、ひいてはお客様利便の確保のため、基本的に認められるべきではありません。</p> <p>仮に提供される場合も、「事業者間の公正な競争を確保する観点から、バンドルされるサービス間の不当な内部相互補助を牽制・抑止する必要がある」、「具体的なサービスが出現した際に、個々のサービス内容や提供形態等に応じて役務区分の設定の要否を判断することが適当」との報告書案提言の通り、適時適切な政策展開を行うことが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p><b>考え方35</b></p> <p>料金政策の在り方は、本研究会の直接の検討の対象ではないが、会計制度については、今後とも、他の制度との整合を図り、随時、機動的な見直しが必要である。</p>
<p><b>意見36 支配的事業者の提供するバンドルサービスの収支について、指定電気通信役務損益明細表上で開示すべき。</b></p> <p>市場支配力を有する事業者がFMCなどのバンドルサービスを提供する場合、さらに強力な市場支配力が生じることが危惧されます。</p> <p>このため、支配的事業者の提供するバンドルサービスの収支は、指定電気通信役務損益明細表上での開示対象とすべきであると考えます。</p> <p>(CTC)</p> <p>〔バンドルサービスに係る役務区分について〕</p> <p>バンドルサービス間においても、不当な内部相互補助の牽制・抑止の必要性に変わりはありません。前述のとおり、独占的市場の収益を源泉としたNTT東西における内部相互補助は、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者による市場支配力の濫用防止の観点から、いかなる場合でも認めるべきではないと考えます。したがって、内部相互補助の牽制機能に実効性を持たせるためにも、指定電気通信役務が含まれるバンドルサービスについては、全てその収支を明らかにするようNTT東西に対して義務付けるべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p><b>考え方36</b></p> <p>ご指摘の点については、第3章に記述のとおり、すべてのバンドルサービスについてその収支を明らかにさせることは、事業展開の意欲を阻害するとともに、会計処理の変更に係る負担等を徒に増加させるおそれがあることから、必要性が高いバンドルサービスに限定して収支の開示を求めることが適当である。</p>
<p><b>意見37 当該サービスの料金収入のみでその提供費用を賄うことができない水準の料金が設定されていた場合には、不当な内部相互補助の有無を検証すべき。</b></p> <p>料金収入以外の収入が独占的もしくは競争的なサービスであげた利益なのかどうかを見分けることは困難かと考えます。</p> <p>そのため、当該サービスの料金収入のみでその提供費用を賄うことができない水準の料金が設定されていた場合には、料金収入以外の収入がどのような環境の市場で得られたかということに捉われることなく、不当な内部相互補助を検証する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p><b>考え方37</b></p> <p>不当な内部相互補助の牽制・抑止については、第3章に記述のとおり、通信サービス相互間であるか、通信サービス以外との間であるかを問わず、例えば競争的なサービス相互間の内部相互補助など直ちに不当な内部相互補助とは判断されないものも存在すると考えられる。</p> <p>したがって、すべての役務を予め区分させ、競争的なサービス相互間も含めて検証を行う必要性は低いものと考えられる。</p>

#### 4. IP化に対応した役務区分の在り方

<p><b>意見38 役務区分の見直しに当たっては、大括りの区分とせず、例えば、サービス毎の区分と品質クラス毎の区分を組み合わせるといった多面的なアプローチを図るべき。</b></p> <p>現状の役務概念による区分に固執せず、機動的に役務区分を見直すことに賛同いたします。なお、見直しの際には、まずは実態を把握するとの観点から、大括りの区分とせず、サービス毎の区分と品質クラス毎の区分を組み合わせる等、多面的なアプローチを図ることが適当と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p><b>考え方38</b></p> <p>不当な内部相互補助を牽制・抑止すべき単位については、第3章に記述のとおり、指定電気通信役務の指定の単位、すなわち市場単位を基本とすることが適当である。</p>
--	--

<p><b>意見39 NGNを利用したサービスについて、個別に役務区分を設けるべき。</b></p>	<p><b>考え方39</b></p>
<p>今回の検討の時間軸であるPSTNとIP網が並存している期間以降の役務区分の在り方を検討していくにあたって、NTT東西におけるNGNを利用したサービスを個別に把握していくことが有用であり、その必要性は高いと考えます。 従いまして、NGN固有の役務区分を設けるべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>考え方24と同じ。</p>
<p>NTT東・西のNGNについては、提供開始後速やかに役務区分の適切性を検証し、必要に応じて見直しを行うことが必要と考えます。 (KDDI)</p>	
<p>〔IP化に対応した役務区分の在り方〕 時代に対応した会計制度とすべく、定期的に役務区分の適切性を検証し、必要に応じて機動的に役務区分の追加を行うことが必要であると考えます。 なお、NTT東西の次世代ネットワーク上で提供されるサービスについては、電気通信事業会計と接続会計との相互参照性の確保も考慮し、PSTN上で提供されるサービスと区別して収支を整理する必要があると考えます。 (ソフトバンク)</p>	
<p><b>意見40 NGNに固有の役務区分を設ける必要性が想定されないとの結論は時期尚早。</b></p>	<p><b>考え方40</b></p>
<p>NTT東西の次世代ネットワークについては、将来的にユニバーサルサービスであるPSTNからの置き換えが想定されることを考慮しますと、「利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」として、PSTNと同様に第一種指定電気通信設備として規制されるべきと考えます。 また、同時にそのネットワーク上で提供されるサービスについても指定電気通信役務として指定されるべきと考えます。 報告書案では、その次世代ネットワークに固有の役務区分を設ける必要性は現時点では想定されないとされていますが、詳細なサービス提供イメージがまだみえていない現時点で想定されないと結論づけるのは早く、今後も引き続き検討が必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>報告書案第3章には、「他のネットワークで提供されるサービスと異なる理由で、次世代ネットワークに固有の役務区分を設ける必要性は現時点では想定されないと記述しているのであって、次世代ネットワークに固有の役務区分そのものについて不要であると記述しているものではない。 なお、接続ルール、料金政策の在り方そのものは、本研究会の直接の検討の対象ではないが、会計制度については、今後とも、他の制度との整合を図り、随時、機動的な見直しが必要である。</p>

## 第4章 費用配賦の在り方

### 1. 配賦プロセスの透明化

<p><b>意見41 総務省の求めに応じて配賦前後の金額や配賦基準に用いられる比率等の具体的なデータを提出することとする報告書案に賛同。</b></p>	<p>考え方41</p>
<p>NTT東・西については、報告書案の提言のとおり、総務省の求めに応じて配賦前後の金額や配賦基準に用いられる比率等の具体的なデータを提出できるようにすることが望ましいと考えます。 (KDDI)</p>	
<p>配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率をNTT東西においてデータ提出の準備をされることに賛成致します。また、それら資料は総務省様の求めに応じていつでも提出することができる状態で準備されることが必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	
<p><b>意見42 接続会計処理手順書の作成・開示の根拠を明確化することとする報告書案に賛同。</b></p>	<p>考え方42</p>
<p>【接続会計処理手順書の位置付けの明確化】 接続会計処理手順書の作成・開示の根拠をより明確化することが必要、とする報告書案の内容に賛同します。同手順書の作成・開示をNTT東西に義務付ける旨の内容を、接続会計規則において明確に規定すべきであると考えます。 (ソフトバンク)</p>	
<p>接続会計処理手順書について、本研究会を通じてその重要性・必要性を十分に検証されていると考えますのでその位置付けをより明確化することに賛成致します。 (イー・アクセス)</p>	
<p><b>意見43 接続会計処理手順書と指定電気通信役務損益配賦方法書の配賦プロセスを共通化することとする報告書案に賛同。</b></p>	<p>考え方43</p>
<p>接続会計処理手順書と指定電気通信役務損益配賦方法書の間で配賦プロセスを共通化することに賛成致します。共通化することにより検証性の更なる向上につながると考えます。 (イー・アクセス)</p>	
<p><b>意見44 配賦フローを含む接続会計処理手順書の作成・公表をNTT東西に求めるとする報告書案に賛同。</b></p>	<p>考え方44</p>
<p>【接続会計処理手順書の見直し】 接続会計処理手順書に関し、費用項目のコード化等を行った接続会計「配賦フロー」の作成・公表は、配賦プロセスの透明性向上に資するものと考えられるため、同フローを含む接続会計処理手順書の作成・公表をNTT東西に求めるとする、報告書案の内容に賛同します。 (ソフトバンク)</p>	
<p><b>意見45 配賦前後の金額、配賦の比率についても公表、もしくは検証する仕組みを検討すべき。</b></p>	<p>考え方45</p>
<p>加えて、配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率も公表し、その内容を検証可能とすべきであると考えます。その際、経営情報に該当し公開に適さない部分があるのであれば、そのような部分については、秘密保持契約(NDA)締結を前提に情報開示を行う制度、第三者委員会による監査の仕組み、総務省において分析・検証する仕組み等の適用を検討すべきであると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>会計データの検証体制の充実については、第7章に記述したとおり、総務省においては、外部の有識者の活用等も含めて、検証体制の充実を早期に図ることが求められる。</p>
<p><b>意見46 指定電気通信役務損益明細表について、接続会計処理手順書と同様に、全ての手順の公表をNTT東西に義務付けるべき。</b></p>	<p>考え方46</p>
<p>【指定電気通信役務損益明細表作成プロセスに係る透明性の確保について】 指定電気通信役務損益明細表については、そもそもその作成フローが一切公表されておらず、透明性確保の観点から問題があるものと考えます。したがって、同明細表に関しては、基本料費用に係る部分にとどまらず、接続会計処理手順書と同様に全ての手順の公表をNTT東西に義務付けるべきであると考えます。</p>	<p>指定電気通信役務損益明細表の対象は電気通信事業すべての収支であり、ボトルネック設備の管理・運営に係る収支について整理した接続会計とは、必要となる公表の程度は異</p>

<p>また、配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率の公表についても、前述の「接続会計処理手順書の見直し」の部分で述べた内容と同様の方法にて取り扱うことを検討すべきであると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>なる。例えば競争的なサービスの営業費など、公表には馴染まないと考えられる費用も存在することから、すべての手順を公表することは適当ではない。</p>
<p><b>意見47 経営情報の基準・考え方を整理すべき。</b></p>	<p><b>考え方47</b></p>
<p>必要とされる資料が経営情報のため開示が困難という場面は今後、本検討に限らず他の検討の中でも発生することが想定されます。そのため、提出元の事業者の判断だけに因ることなく、客観的な観点にたつて、経営情報とされることの適正性の検証及びその基準・考え方を整理する必要があると考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>ご指摘の点については、現状においても、情報の提出元である事業者の判断だけに依ることなく、行政において、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)」に準じた判断が行われているものである。</p>

## 2. 配賦基準の適正化

<p><b>意見48 減価償却費の配賦基準についても見直しの対象とすべき。</b></p>	<p><b>考え方48</b></p>
<p>【検証対象とする費用項目について】 配賦基準の適正化にあたり、その検証・見直しの対象を NTT 東西の営業費用に占める割合の大きい費用項目に絞るというアプローチは、検討に要する時間が限られていることを考慮すると適当と考えます。しかしながら、減価償却費も報告書案で検証対象としている施設保全費とほぼ同規模であるため、減価償却費についても論点を絞った上で検証・見直しを行う必要があると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>本研究会において施設保全費を検証の対象とした理由は、第4章に記述のとおり、減価償却費を配賦するにあたり、その基準として正味固定資産価額比を用いることには一定の合理性があることから、施設保全費に比し、検討の優先度は相対的に低いと判断したものである。 しかしながら、減価償却費を含むすべての費用の配賦基準についても、引き続き、随時、機動的な見直しを行うことが必要である。</p>
<p><b>意見49 配賦基準の変更の理由・背景を示す資料の公表を義務付けるべき。</b></p>	<p><b>考え方49</b></p>
<p>【配賦基準の見直しに係る透明性の確保について】 配賦基準は可能な限り直課となることが望ましいと考えますが、そもそも直課が可能か否かを知り得るのは NTT 東西のみであり、接続事業者との間には著しい情報の非対称性が存在します。したがって、配賦基準の変更においては、その変更に至った理由・背景を客観的に示す資料の公表を NTT 東西に義務付け、変更の適正性について第三者が検証可能とすべきであると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>配賦基準の見直し内容の検証、直課が可能か否かの検証に当たっては、組織の構成等、相当程度の経営情報を参照することが必要となるため公表には適さないものもあるため、これを検証する行政において、詳細、適切な検証が必要である。</p>
<p><b>意見50 原則として、項目を細分化し、直課比率を高めるよう、見直すべき。</b></p>	<p><b>考え方50</b></p>
<p>配賦基準を適宜見直すことに賛成いたします。また、原則、配賦に頼ることなく必要に応じて項目を細分化し、直課比率を高めるよう見直すこともあわせて重要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>第4章に記述のとおり、可能な限り直課比率を高めることが望ましいものと考えられる。</p>
<p><b>意見51 NTT東西の配賦基準の見直しの提案に賛同。</b></p>	<p><b>考え方51</b></p>
<p>今回の NTT 東西の提案について、賛成致します。速やかに検証頂き結果を開示頂きたいと考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>ご指摘のとおり、NTT東西における検証結果は、接続会計処理手順書等を通じ開示されることが適当である。</p>

## 第5章 減価償却費の在り方

### 1. 基本的な考え方

<p>意見52 固定資産の使用期間に応じた適正な費用算定の観点から、経済的耐用年数により減価償却費を算定すべきとする報告書案に賛同。</p>	<p>考え方52</p>
<p>【経済的耐用年数の採用について】          税法上の規定については、企業における投資活動を促進するといった政策的な観点での見直し(償却期間の短縮)等が行われることもあり、本来の使用実態とは乖離する傾向が強く、法定耐用年数の採用は、必ずしも合理性が高いとは言えないと考えます。したがって、固定資産の使用期間に応じた適正な費用算定の観点から、経済的耐用年数により減価償却費を算定すべきとする報告書案の内容に賛同します。          (ソフトバンク)</p>	
<p>意見53 耐用年数の妥当性の検証の方法等については、企業の自主的な判断に委ねるべき。</p>	<p>考え方53</p>
<p>光ファイバについては、最近の使用実態を踏まえ、耐用年数の妥当性について検証を行う考えです。具体的な検証の方法等については、企業会計ルールに基づき、企業の自主的な判断に委ねるべきであると考えます。          (NTT東西)</p>	<p>ご指摘の点については、第5章に記述のとおり、NTT東西が会計監査等実務上の配慮を十分につつ、経済的耐用年数を適用することを基本とすることが適当である。</p>
<p>意見54 耐用年数の適用を義務付けるかのような提言をすべきでない。また、LRICモデルにおける経済的耐用年数を適用することは適当ではなく、より合理的な算定方法を検討すべき。</p>	<p>考え方54</p>
<p>耐用年数については、税法・制度会計との整合や税法上の措置等を考慮して、事業者およびその会計士の判断にて決定するものであり、強要すべきものではないと考えます。          従いまして、本報告書では一般的な考え方を示すに止め、開始時期・対象等、あたかも適用を義務付けるような提言を行うべきではないと考えます。          また、仮に報告書案どおりとした場合においても、光ファイバの経済的耐用年数について、現行のLRICによる推計値は、き線点までのものであり、端末回線を含めて推計されたものではないため、使用実態を適切に反映していないことから、安易にそのまま経済的耐用年数に適用することは不適切と考えます。          従いまして、端末回線の実績データも反映させた経済的耐用年数を改めて算定することが適当と考えます。          (ケイ・オプティコム)</p>	<p>ご指摘の点については、第5章に記述のとおり、経済的耐用年数の適用を法令上義務付けることには慎重な取扱いが必要であるとしているところであり、これを法令上求めるものではなく、NTT東西が、接続料原価等の適正化を図りつつ、会計監査等実務上の配慮を十分にした上で経済的耐用年数を適用することを基本とすることが適当である。</p>
<p>光ファイバについて、「LRIC方式で算定された経済的耐用年数を用いることが適当」とされていますが、LRICモデルにおける光ファイバの算定範囲は、「中継局間及び加入者局～き線点」までであり、FTTHの普及により設備競争が著しく進展している宅内引き込み線区間が含まれておりません。このため、LRIC方式による算定を前提とした記述ではなく、以下の趣旨を踏まえた記述に変更すべきであると考えます。          「LRICで推計されている光ファイバの耐用年数は、き線点までの中継区間の光ファイバを算定範囲としているため、加入者系を含めたすべての光ファイバの耐用年数にそのまま適用することは合理的ではない。」          「加入者光ファイバの経済耐用年数を算定する場合には、FTTHによる設備競争の実態を踏まえ、別途、LRIC以外の合理的な経済的耐用年数の算定方法を検討する必要がある。」          (CTC)</p>	<p>なお、現在のLRIC方式における光ファイバの経済的耐用年数については、き線点から先の端末回線の撤去データも考慮した上で算定されているものである。</p>

### 2. 対象設備

<p>意見55 接続会計において経済的耐用年数を利用することに賛同。</p>	<p>考え方55</p>
<p>本報告書(案)にも記載があるとおり、減価償却費の算定において法定耐用年数と使用実態に大幅な乖離があり、それがNTT東西の接続料金の算定に影響を与える場合は、NTT東西と接続事業者の公正競争を確保する上で大きな問題となり得ますので、接続会計において、経済的耐用年数を利用することに、賛成致します。</p>	

(イー・アクセス)	
意見56 光ファイバに係る減価償却費について経済的耐用年数を最優先に適用するとする報告書案に賛同。	考え方56
<p>【経済的耐用年数採用対象となる設備について】      経済的耐用年数の導入により得られる効果が大きいものを優先するという観点から、光ファイバに係る減価償却費について経済的耐用年数を最優先に適用するとする、報告書案の内容に賛同します。      (ソフトバンク)</p>	
<p>また、経済的耐用年数の導入効果が高い光ファイバから、順次かつ速やかに導入することについても適当と考えます。      (イー・アクセス)</p>	
意見57 光ファイバのみを優先的に「経済的耐用年数」の適用範囲とすることについて、企業会計上の考え方を外れたところで行うことが可能であるかの誤解を与えることのないよう、表現を検討すべき。	考え方57
<p>「経済的耐用年数」の適用範囲の考え方について      報告書案における「経済的耐用年数」を採用するとした場合、当該耐用年数の適用対象は「経済的耐用年数」導入による効果の高い光ファイバを優先的に行うことが適当とされております。      実務上、様々な理由(例えば、経済的耐用年数を見積もることができる資産が一部に限られる場合、法定耐用年数と著しく乖離している資産のみを対象とする場合、法定耐用年数による資産に重要性がない場合)により一部の「経済的耐用年数」を採用し、その他は法定耐用年数によるということも想定されますが、このような場合、その合理性の説明に当たっては、企業会計上、全体としては合理的な耐用年数に基づき適正な期間損益が算定されているという説明が行われるものと考えます。      したがって、光ファイバを優先的に「経済的耐用年数」の適用範囲とすることが、上記の企業会計上の考え方を外れたところで行うことが可能であるかの誤解を与えることのないよう、その表現には慎重な検討が必要と考えます。      (日本公認会計士協会)</p>	<p>少なくとも光ファイバについて経済的耐用年数を適用することが望ましいとの考え方は、使用実態を反映した耐用年数を適用することによって、接続料原価等の適正化を図る観点からのものであり、その他の設備に対する経済的耐用年数の適用を妨げるものでは無く、また、会計監査上の観点からも適切であることを行政が保証するものでもない。      第5章に記述のとおり、NTT東西が、接続料原価等の適正化を図りつつ、会計監査等実務上の配慮を十分にした上で経済的耐用年数を適用することを基本とすることが適当であり、ご指摘を受け、報告書の記述を以下のとおり修正し、その趣旨を明確化する。</p> <p>(P.41 第2パラグラフ)      …等にかんがみれば、<u>少なくとも経済的耐用年数を適用することが望ましいと考えられる対象設備は、優先順位を付けて選定するに着眼することが適当である。</u></p> <p>(P.41 第7パラグラフ)  <u>上述のとおり、使用実態を反映した耐用年数を適用することによって、接続料原価等の適正化が図られることが期待される。</u>      以上のようにしたがって、<u>少なくとも、導入効果の最も高い光ファイバについては、その導入効果が最も高いことから、経済的耐用年数による減価償却費の算定を優先的に行うことが適</u></p>

	<p>当である求められる。しかしまた、その他の設備についても、経済的耐用年数の導入効果は一定程度認められること、また減価償却費は経済的耐用年数で算定されることが基本であることから、できる限り経済的耐用年数で減価償却費を算定することが望ましい。</p> <p>なお、経済的耐用年数を適用する設備の選定は、会計監査等実務について十分に配慮をしつつ行うことが必要である。</p> <p>(P.44 第3パラグラフ)</p> <p>このため、会計監査等実務上について十分に配慮をしつつ…</p>
--	---

### 3. 経済的耐用年数の算定方法

<p><b>意見58 「経済的耐用年数」の見積りに当たっては、企業会計の考え方と異なるよう、諸条件を考慮すべき。</b></p>	<p><b>考え方58</b></p>
<p>「経済的耐用年数」の算定方法の考え方について  報告書案においては、「経済的耐用年数」は過去の実績データ等を用いて推計した設備の使用開始後の平均使用可能期間であり、物理的寿命による更改実績のみを対象とした実績データ等により推計したものを適当としております。</p> <p>ただし、企業会計における耐用年数は、対象となる資産の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件も検討し、経済的使用可能予測期間を見積もって決定すべきとされております(監査第一委員会報告第32号「耐用年数の適用、変更および表示と監査上の取扱い」)。</p> <p>したがって、「経済的耐用年数」の見積りに当たっては、企業会計の考え方と異なることのないよう上記の諸条件も考慮する必要があると考えます。  (日本公認会計士協会)</p>	<p>ご指摘の点については、第5章に記述のとおり、NTT東西が、当該指摘も踏まえ、接続料原価等の適正化を図りつつ、会計監査等実務について十分に配慮をした上で経済的耐用年数を適用することを基本とすることが適当である。</p>
<p><b>意見59 光ファイバの経済的耐用年数については、技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべき。</b></p>	<p><b>考え方59</b></p>
<p>【光ファイバの経済的耐用年数の再見直し】  2007年4月に公表された「長期増分費用モデル研究会」報告書によると、新モデルにおける光ファイバの経済的耐用年数に係る推計に関しては撤去法が用いられ、過去の光ファイバ撤去実績が重視されていますが、当該実績は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黎明期の光ファイバは技術的には現在ほど安定していなかったと考えられること</li> <li>・光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること</li> <li>・最近ビル等の建て替え頻度も以前と比べ多くなく、光ファイバケーブルの再敷設が少ないと考えられること</li> </ul> <p>といったことを考慮すると、現在稼働中の光ファイバの撤去予測年数より相当短いと推察されることから、過去の撤去実績のみで経済的耐用年数を推測すべきではないと考えます。</p> <p>したがって、光ファイバの経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実績を利用する、撤去されていない稼働中の光ファイバについては撤去までの期間が過去の実績と比較し長くなると想定して算定する等、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきであると考えます。  (ソフトバンク)</p>	<p>考え方58に同じ。</p>

意見60 光ファイバの経済的耐用年数について、LRIC方式の「経済的耐用年数」を採用すべき。	考え方60
光ファイバの経済的耐用年数の算定について、LRIC方式で適用されている「経済的耐用年数」は、LRICモデルの検討において十分に議論が行われていることから、この数値を用いることに賛成致します。 (イー・アクセス)	考え方58に同じ。
意見61 メタルケーブルについて、速やかに経済的耐用年数を適用すべき。	考え方61
メタルケーブルについては、光ファイバ程ではないものの、本報告書(案)でも一定の導入効果があるとされていることから、速やかに実態に即した耐用年数を検証し、経済的耐用年数が適用されることを要望致します。 (イー・アクセス)	考え方58に同じ。

#### 4. 対象となる会計

意見62 接続料算定の適正化の観点から、接続会計を対象に経済的耐用年数を導入すべきとする報告書案に賛同。	考え方62
【対象となる会計について】 経済的耐用年数は、事業者間の公正な競争環境の整備に資する接続料原価算定の適正化を第一の目的として、まずは接続会計を対象に導入すべきとする、報告書案の内容に賛同します。 (ソフトバンク)	
意見63 光ファイバについて、08年4月に開始する会計年度から経済的耐用年数の算定を開始することは時期尚早。	考え方63
「光ファイバ」についてのみ、「08年4月に開始する会計年度から経済的耐用年数の算定を開始すること」とされていますが、前項のとおり、加入者光ファイバに適用する合理的な経済耐用年数の算定方法には、宅内引込み線区間を含んだ実績データの把握と十分な検証が必要であり、08年4月からの算定開始は、時期尚早であると考えます。 (CTC)	考え方58に同じ。
意見64 NTT東西の電気通信事業会計においても、接続会計と同じく経済的耐用年数を導入すべき。	考え方64
さらに、算定プロセス及びユーザ料金との関係も含め接続料算定の適正性の検証を行うためには、電気通信事業会計と接続会計の比較検証を可能とすることが有効であることから、NTT東西の電気通信事業会計においても、接続会計と同じく経済的耐用年数を導入することがより望ましいと考えます。 (ソフトバンク)	考え方58に同じ。
意見65 ルータ及びメタルケーブルについても、適用時期の目途を明確にすべき。	考え方65
光ファイバに対して、経済的耐用年数による減価償却費の算定を08年4月から速やかに導入することに賛成致しますが、ルータ及びメタルケーブルについても、同様に適用目途時期を明確にした上で、今後の検討が行われる必要があると考えます。 (イー・アクセス)	考え方58に同じ。

## 第6章 子会社等との取引の透明化

### 1. 基本的な考え方

<p><b>意見66 子会社等への業務委託の実態を会計上でチェックを行うとする報告書案に賛同。</b></p>	<p><b>考え方66</b></p>
<p>現行の接続に係る制度が、NTT東西自身による業務等の実施を想定したものであり、NTT東西の業務委託の拡大に伴う業務実態の不透明性については、その主旨から乖離し、接続料金の算定の適正性をそこなう可能性のある根源的な問題であると考えます。 したがって、子会社等への業務委託の実態を会計上でもチェックをおこなうことは大変有意義なことと考えます。 (イー・アクセス)</p>	
<p>NTT東西における大半の業務を子会社等にアウトソーシングしている実態を踏まえ、それが適正な形で実施され、真に経営効率化に繋がっているのか等を検証するために、子会社等との取引の透明化を図ることについて、賛同します。 (ケイ・オブティコム)</p>	
<p><b>意見67 子会社への委託費は着実に削減しており、非効率な業務委託が行われているものではない。また、多大なコストをかけて報告書における検証を行うことは、料金低廉化に逆行するもの。</b></p>	<p><b>考え方67</b></p>
<p>子会社等との取引については、商法・税法等の一般ルールのもとで、独立の第三者間の取引と同様、適法・適正な価格設定により行っております。 また、子会社等に対する委託費については、通常、年度当初の価格交渉の段階で可能な限りのコスト低減努力を織り込むこととしており、これを毎年度繰り返すことにより、中期的な委託費の低減を実現し、これらを通じて接続料の低減にも寄与しているものであり、子会社等との取引において非効率な業務委託が行われているものではありません。 各子会社は、こうした委託費低減を求めの中で、子会社自らの収支が赤字とならないよう、可能な限りのコスト削減努力や一般市場向けの営業努力を継続的に行っており、その結果、着実に委託費を削減してきているところです。  弊社は、子会社との取引額の透明性を確保するため、これまで子会社等との取引額の情報開示等に努めてきたところであります。報告書(案)における比較方法は、データの把握に多大なコストを要するため、子会社によるコスト効率化の趣旨にそぐわず、ユーザ料金や接続料金の低廉化に逆行することから、実施すべきでないと考えます。  また、子会社への委託費は、子会社自身による一般市場への業容拡大等コスト削減に伴う低減、また、子会社を跨ぐ業務集約に伴う委託量の変化や資本関係のないグループ外企業への委託量の増加等、変動する要素が多いことから、固定的に比較・検証することは馴染まないと考えます。  したがって、子会社のコスト削減インセンティブを確保する観点から、委託費と子会社原価の差を検証するのではなく、従来から実施している子会社との取引額の情報開示を継続することにより、適正性を検証することが適切であると考えます。 (NTT東西)</p>	<p>ご指摘の点については、第6章に記述のとおり、子会社の業務効率化そのものについての提言ではなく、当該効率化の程度がNTT東西の会計に適切に反映されていない点について提言をしているもの。 また、NTT東西の業務委託に非効率が存在することを前提にした提言でもなく、非効率の有無が不明であることから、まずは現状を把握すべきとの提言である。 さらに、現状の把握に当たっては、会計処理の変更に伴う費用や時間に留意するよう言及しており、報告書で提言している検証を行うことが、過度の負担を強いることとはならないと考えられる。 したがって、NTT東西の子会社等への業務委託の実態を会計上チェックできるようにすることが必要であると考えられる。</p>
<p><b>意見68 子会社等との取引の明確化は、役務別費用の適正化等、利用者料金の適正化の観点から行うべき。</b></p>	<p><b>考え方68</b></p>
<p>しかしながら、子会社等との取引の透明化に関しては、接続料適正化の観点だけでなく、NTT東西において基礎的電気通信役務や指定電気通信役務に係る費用として整理されているものが、子会社等でその他の費用として活用される等、料金規制のかかる役務の費用が流用され、結果として利用者料金が不適正なものとならないよう、内部相互補助の抑止の観点からのアプローチも必要と考えます。 従いまして、子会社等との取引の透明化に係る措置について、利用者料金の適正化のためのものとも位置づけ、その観点での検証においても積極的に活用するとともに、その旨報告書に明記いただくことを要望いたします。 (ケイ・オブティコム)</p>	<p>ご指摘の点については、基本的には役務間の費用配賦の問題と考えられ、この点については、第4章に記述のとおり、配賦基準の適正化により、基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務とその他の電気通信役務との間の費用が適正化されるものと考えられる。したがって、NTT東西においては、継続的に配賦基準の検証・見直しを行うことが必要であり、これを通</p>

	じ、利用者料金の適正化が図られるものと考えられる。
<b>意見69 子会社等において、非効率性の存在が判明した場合、それを是正可能とする仕組みを設けるべき。</b>	<b>考え方69</b>
【子会社等との取引の透明化に係る基本的な考え方】 接続料原価算定の適正化を図る観点からは、NTT 東西の子会社等への業務委託の実態に係る会計上のチェックを可能にするとともに、チェックの結果、非効率性の存在が判明した場合にはそれを是正可能とする仕組みを設ける必要があると考えます。 (ソフトバンク)	ご指摘の点については、第6章に記述のとおり、まずは現状の把握を行い、その後、検証結果や検証対象となる会社の範囲等を勘案しながら、子会社等における受託業務の実施に要した費用に基づき接続料算定をすることの適否を判断することが適当である。

## 2. 受託業務の効率化効果の把握

<b>意見70 NTT東西の子会社等への業務委託の実態を会計上チェックできるようにするとともに、子会社等の業務効率化による費用削減効果をNTT東・西の会計に適切に反映できるようにすることが適当とする報告書案に賛同。</b>	<b>考え方70</b>
NTTグループ会社間の取引については透明性の確保が不十分であり、「NTT東西の子会社等への業務委託の実態を会計上チェックできるようにするとともに、子会社等の業務効率化による費用削減効果をNTT東・西の会計に適切に反映できるようにすることが適当」との報告書案の提言に賛同します。 (KDDI)	
<b>意見71 検証対象とする業務委託先をNTT 東西の子会社に限定せず、少なくともNTT 持株会社の連結対象会社は全て含むことが適当とする報告書案に賛同。</b>	<b>考え方71</b>
【対象となる業務委託先について】 NTT 東西からの受託業務の効率化効果を把握するという目的に鑑み、その検証対象とする業務委託先をNTT 東西の子会社に限定せず、少なくともNTT 持株会社の連結対象会社は全て含むことが適当とする、報告書案の内容に賛同します。 (ソフトバンク)	
<b>意見72 NTT東西における子会社との取引に関し、より詳細な内容の報告をNTT東西に義務付けることとする報告書案に賛同。</b>	<b>考え方72</b>
【提出書類、報告内容について】 NTT 東西における子会社との取引に関し、これまで電気通信事業会計規則において定められていた開示内容より、より詳細な内容の報告をNTT 東西に義務付けることは、受託業務の効率化効果把握に資すると考えます。 (ソフトバンク)	
<b>意見73 管理部門費用・利用部門費用を区別することなく業務委託費全体を検証の対象とすることとする報告書案に賛同。</b>	<b>考え方73</b>
ヒアリング等におけるNTT東西の意見「接続料原価を構成する管理部門費用に限定すべきであり、接続料原価を構成しない利用部門費用は検証の対象外とすべき」では、NTT東西等に恣意性をもたせること、かつ、本報告書案の記載のとおり、正確な業務委託費の把握は行い得ないことから適切ではないと考えますので、管理部門費用・利用部門費用を区別することなく業務委託費全体を検証の対象とすることに賛成致します。 (イー・アクセス)	
<b>意見74 対象となる業務委託先や業務委託費の範囲は早期に拡大すべき。</b>	<b>考え方74</b>
なお、接続料原価の適性化の観点では、本来であればNTT持株会社の連結対象会社である業務委託先についても、業務委託の内容を把握する必要があると考えます。そのため、まずは実務的に可能な範囲から開始するとしても、対象となる業務委託先の範囲や業務委託費の範囲については、早期に拡大していく必要があります。	ご指摘の点については、第6章に記述のとおり、漸進的に拡大することが必要となると考え

(KDD!)	られる。
<b>意見75 具体的な検証の方法、問題があった場合の措置について記述すべき。</b>	<b>考え方75</b>
NTTの子会社等への業務委託費と子会社等における当該受託業務の実施に要した費用を把握し、両者を比較検討するアプローチは、適正な原価把握の観点から非常に重要であると考えますが、報告書案では、当該費用の把握結果について、「総務省殿に提出する」ことが記述されているのみで、具体的な検証方法について記載されておりません。 このため、業務委託費と当該業務受託費用について、「どのような検証を行うか」「検証の結果、問題があった場合にどのような措置が取られるか」についての記述を追記すべきであると考えます。 (CTC)	ご指摘の点については、第6章に記述のとおり、まずは両者を比較することが具体的な検証の内容となる。また、同章に記述のとおり、その検証結果等を勘案し、子会社等における受託業務の実施に要した費用に基づき接続料算定をすることの適否を判断することが適当である。
<b>意見76 NTT東西からの報告内容について、検証する仕組みを検討すべき。</b>	<b>考え方76</b>
なお、当該報告内容について、報告書案においては、開示の対象とすることは不適当とされていますが、前述の「接続会計処理手順書の見直し」の部分で述べた内容と同様の方法にて取り扱うことを検討すべきであると考えます。 (ソフトバンク)	考え方45に同じ。
<b>意見77 子会社等における経営効率化効果の検証においては、有識者等も交えて行うべき。</b>	<b>考え方77</b>
上述したように、接続料金の算定における透明性を確保するためにも、まず、業務委託費と受託業務の実施に要した費用を比較し効率化効果の検証を行うことは、適当と考えます。 また、その検証においては、出来るだけオープンに、かつ、行政当局だけでなく、有識者等も交えて行われるべきと考えます。 (イー・アクセス)	考え方45に同じ。
<b>意見78 検証対象とする委託先について、NTT持株会社の連結対象会社を対象から除外すべきではない。</b>	<b>考え方78</b>
接続料金の適正性を確保する主旨及び昨今のNTTグループ内での連携の強化を鑑みれば、検証対象となる委託先について、NTT持株会社の連結対象会社だからといって対象から除外することは本取組の効果を大きく減ずることになるため、「できる限り調整」の表現は適切でなく、削除すべきと考えます。 (イー・アクセス)	ご指摘の点については、第6章に記述のとおり、例えば、NTT東西と支配従属関係になく電気通信事業者に該当しない会社については、電気通信事業法上の要請のみをもって当該会社における受託業務の実施に要した費用を把握することは困難であることが想定される。 しかしながら、NTT東西において、「できる限り調整」が行われることが適当である。
<b>意見79 「一定額」の基準について、主要な子会社等が除外されないように設定されるべき。</b>	<b>考え方79</b>
また、「一定額」の基準については、地域性による事業規模等によって主要な子会社等が除外されないように設定されることが必要と考えます。 (イー・アクセス)	ご指摘の点については、本報告書を受け、行政において具体的な基準を検討する際に留意することが適当と考えられる。
<b>意見80 NTT東西と検証対象会社間の契約内容について、検証の対象とすべき。</b>	<b>考え方80</b>
業務効率化が適正に図られているか検証するためには、本報告書案に記載された提出書類に加えて、NTT東西と対象会社間の契約内容を記載した書類も必要と考えます。 また、NTT東西の業務委託先の調達が、効率的かつ適正に行われているか判断することも必要な観点であると考えます。 (イー・アクセス)	ご指摘の点については、第6章に記述のとおり、業務委託に係る非効率の検証に当たっては、まずは業務委託費と当該受託事業の実施に要した費用とを比較・検証することが適当である。

意見81 提出書類の開示の適否について、有識者の意見等を踏まえ、個別に判断すべき。	考え方81
提出書類については、開示の対象として適当でないがありますが、一義的に開示の適否を判断することは、拙速と考えます。会計の専門家等有識者の意見および対象となる会社の情報開示の実態もふまえ、個別に判断されるべきものと考えます。(イー・アクセス)	ご指摘の点について、総務省に対する報告には、電気通信事業者ではない会社の会計情報も含まれ得るため、電気通信事業法上の要請からこれを開示することについては、慎重な検討が必要である。

### 3. 子会社等への業務委託状況の開示

意見82 従来の開示レベルを維持することが適当とする報告書案に賛同。	考え方82
前項で申し上げたとおり、検証の対象とするNTT東・西の業務委託先の範囲や業務委託費の範囲については、拡大していくことが望ましく、関連当事者間取引の開示制度の導入によって、業務委託状況の開示レベルが低下することは適当ではありません。したがって、少なくとも従来の開示レベルを維持することが適当との報告書案の考え方に賛同します。(KDDI)	
【開示レベルについて】 企業会計における一般的な原則をそのまま適用するのではなく、電気通信事業会計の目的を踏まえ、少なくとも従来の開示レベルを維持することが適当であるとする、報告書案の内容に賛同します。(ソフトバンク)	
従来の開示レベルを維持し、今後も開示することが適当であるということに賛成致します。(イー・アクセス)	

<p><b>意見 83 接続料原価適正化の観点から、電気通信事業会計における子会社との取引に関する開示のレベルをより高めるべき。</b></p> <p>なお、報告書案 P.46 において、「子会社等における受託業務の実施に要した費用に基づき、最終的には接続料原価を算定することが望ましい」とありますが、これを実現するためには、まずは NTT 東西における作業委託の状況を確実に検証することが必要と考えます。そのためには、従来開示対象となっていた NTT 東西の子会社との取引に関し、今後、電気通信事業会計規則様式第 4 「個別注記表における記載上の注意」に基づく開示を NTT 東西に求める等、本件に係る情報の開示レベルをより高めていく必要があると考えます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;電気通信事業会計規則 様式第 4 「個別注記表における記載上の注意」より抜粋&gt;</p> <p>10 関連当事者(会社計算規則第 140 条第 4 項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。)との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者毎に表示しなければならない。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等(会社計算規則第 2 条第 3 項第 16 号に規定する会社等をいう。)であるときは、次に掲げる事項</p> <p>ア その名称</p> <p>イ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合</p> <p>ウ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項</p> <p>ア その氏名</p> <p>イ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該事業者と当該関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> </div> <p>(ソフトバンク)</p> <p>接続料算定の適正化に関する取引は、重要な取引に当然含まれるべきことであると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p><b>考え方 83</b></p> <p>電気通信事業会計の目的は利用者料金の適正な算定に資することであり、また、制度会計の一翼を担う性格も有している。</p> <p>したがって、ご指摘のように接続料原価適正化の観点からといえども、制度会計においては、経営に係る情報である関連当事者との取引の詳細について、例えば企業会計基準委員会が公表する基準など、一般に公正妥当と認められる基準以外の基準をもってその開示の要否を判断することには、慎重な検討が必要である。</p> <p>ただし、第 6 章に記述のとおり、会社法施行に伴う電気通信事業会計改正以前の開示レベルを維持し、もって接続料算定の適正化に資するため、従来の基準に基づき開示対象の会社を判断した上で、接続会計報告書において個別の社名と業務委託額を開示することが適当であるとしているところである。</p>
<p><b>意見 84 業務委託費の適正性の検証について、有識者等を交えてベンチマークの考え方の整理等を行うべき。また、実際の検証においては、資料及び検証過程を開示すべき。</b></p>	<p><b>考え方 84</b></p>
<p>業務委託費の適正性の検証においては、検証の基となる資料及び検証過程をオープンにして、かつ、検証作業は、行政当局だけでなく、有識者等も交えてベンチマークの考え方の整理等が、実施されるべきと考えます。</p> <p>また、業務委託費の適正性を判断するにあたっては、NTT 東西の調達先の選定が効率的に行われているかどうかについても、判断要素とすることが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>考え方 45、81 に同じ。</p>

## 第7章 会計制度の検証可能性の向上

<p><b>意見85 NTT法に基づく事業計画の項目を、可能な限り会計制度と共通化させるべき。</b></p>	<p><b>考え方85</b></p>
<p>会計制度を、既存の他の政策等の適正性・有効性を検証する手段として有効活用することについて、賛同します。          本報告書案に記載の事項以外にも、認可事項であるNTT東西の事業計画(設備投資計画を含む)について、事業計画に基づく活動結果である会計データと比較し、市場環境の変化等によらない不適切な乖離がないかを検証するために、会計制度を活用することが有用と考えますので、その際に、比較検証が容易なものとなるよう、事業計画の項目を会計制度に準じた形で整理する等、可能な限り共通化させることが適当と考えます。          (ケイ・オプティコム)</p>	<p>NTTの責務の遂行を確保することを目的とする「日本電信電話株式会社等に関する法律」に規定された事業計画の項目と、電気通信事業の公正な競争の促進等を目的とする「電気通信事業法」に規定された会計制度の項目ではその規定目的が異なることから、両者の項目を共通化させることについては、慎重な検討が必要である。          なお、NTTにおいては、四半期に一度、事業計画をベースとし、また、会計制度と共通する項目を含む業績見通しを公表しており、この中でこれと実際に要した費用との比較を行っている。</p>

### 1. LRIC費用と実際費用の比較・検証

<p><b>意見86 LRIC費用と実際費用との比較を行えるようにし、今後のLRIC方式の在り方を検討する際に参照可能とするとする報告書案に賛同。</b></p>	<p><b>考え方86</b></p>
<p>LRIC方式の実際費用方式に対する長所の一つは、算定過程の透明性が確保されており、適正な原価算定に資する点にあると考えます。従って、仮に実際費用がLRIC費用に比べて低い状態が生じたとしても、そのことをもってLRIC費用の廃止等を検討することは不適當ですが、LRIC費用と実際費用との比較を行えるようにし、今後のLRIC方式の在り方を検討する際に参照可能とすることは、接続料原価の適正性を検証する上で重要であり、報告書案の提言は望ましいと考えます。          (KDDI)</p>	
<p>【LRIC費用と実際費用の比較・検証について】          LRICモデルの最適化・精緻化を目的として、LRIC費用と実際費用の比較を行うとする、報告書案の内容に賛同します。          (ソフトバンク)</p>	
<p><b>意見87 比較の結果、LRIC費用が実際費用を上回った場合、原因を検証し、LRICモデルの見直し等により接続料の低廉化を図るべき。</b></p>	<p><b>考え方87</b></p>
<p>両費用の比較検討の結果、仮にLRIC費用が実績の費用を上回るようになった場合には、差異が生じた原因を検証し、LRICモデルの見直し等を行うことで、常に接続料原価の低廉化を図ることが適当と考えます。一例として、中継網をIPネットワーク技術で構築した前提で原価算定を行う等の方法が検討に値すると考えます。          (ソフトバンク)</p>	<p>接続ルールの在り方そのものは、本研究会の直接の検討の対象ではないが、会計制度については、今後とも、他の制度との整合を図り、随時、機動的な見直しが必要である。</p>

## 2. スタックテストにおける検証対象の営業費の検証

<p><b>意見88 スタックテストに係る所要の整備を行うこととする報告書案に賛同。</b></p>	<p>考え方88</p>
<p>ボトルネック設備を保有するNTT東・西については、スタックテストによって接続料の適正性を事後的に検証することが重要です。そのため、報告書案の提言のとおり、所要の規定の整備が進められることは望ましいと考えます。 (KDDI)</p>	
<p><b>意見89 利用者料金の適正性を検証する仕組みを設けることを検討すべき。</b></p>	<p>考え方89</p>
<p>接続料水準の妥当性を検証するスタックテストにおける「営業費」には、「顧客獲得に要する費用」に含めないとしていることから、当該費用に該当する費用項目を除外することは否定できないと考えます。 一方で、今回除外することとした費用を含め、過剰に投入されている「顧客獲得に要する費用」により、結果として競争阻害的な利用者料金となっていないかを検証することも必要と考えますので、スタックテストとは別に、「顧客獲得に要する費用」を加味して利用者料金の適正性を検証する仕組みを設けること等を検討いただくよう希望します。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>料金政策の在り方そのものは、本研究会の直接の検討の対象ではないが、会計制度については、今後とも、他の制度との整合を図り、随時、機動的な見直しが必要である。 なお、スタックテストによる検証は、接続料水準が接続料設定事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであること(接続料規則第14条第4項)を確認するために実施するものであり、内部相互補助の検証自体を目的とするものではない。</p>
<p>スタックテストでは、接続料の妥当性検証が目的であり、販売促進費など顧客獲得に要する費用が考慮されておらず、「市場メカニズムが有効に機能しているかのチェック」という趣旨では、不十分な仕組みであると考えます。 現在の市場環境を考慮すると、支配的事業者が独占的市場で得た収入を、競争市場に販売促進費として過剰に投入することが問題となると考えられることから、原価及び当該サービスに投入される販売促進費を踏まえた「支配的事業者の利用者料金」の妥当性を検証する仕組みを構築することについて、早急に検討する必要があると考えます。 (CTC)</p>	

## 3. 基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の検証

<p><b>意見90 基礎的電気通信役務収支表の営業費用について、管理部門と利用部門に区分することとする報告書案に賛同。</b></p>	<p>考え方90</p>
<p>ユニバーサルサービスの交付金受給者である適格事業者については、負担者である国民全体に対する情報公開を徹底することが必要であると考えます。報告書案の提言のとおり、基礎的電気通信役務収支表の営業費用を管理部門と利用部門に区分し、利用部門単体の営業費用を把握できるようにすることが重要であると考えます。 (KDDI)</p>	
<p>【基礎的電気通信役務収支表の詳細化について】 NTT 東西における経営効率化の実績の検証可能性をより高めるべく、基礎的電気通信役務収支表の営業費用について管理部門と利用部門に区分し、利用部門単体の営業費用を把握可能にすることが必要とする、報告書案の内容に賛同します。 (ソフトバンク)</p>	
<p>ユニバーサルサービス基金の最終負担者である一般消費者からも、より一層の費用の低廉化及び適正化が求められていると考えていますので、基礎的電気通信役務収支表にて営業費用を管理部門と利用部門に区分した表を提出することに賛成致します。 (イー・アクセス)</p>	

## 4. 会計データの検証体制等の充実

<p><b>意見91 会計データについて、検証体制の充実を早期に図る必要があるとする報告書案に賛同。</b></p>	<p>考え方91</p>
<p>会計データについて、検証体制の充実を早期に図る必要があるとの報告書案の提言に賛同します。 (KDDI)</p>	

<p><b>意見92 会計データの検証を行う仕組みを設けるべき。</b></p>	<p><b>考え方92</b></p>
<p>なお、経営に関する情報については、公開に馴染まない機密情報を含むことも多いため、第三者機関にファイリングし、その適正性を検証する仕組みを構築することが必要であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>考え方45に同じ。</p>
<p>【検証体制の充実について】 外部の有識者の活用等も含めて、会計データの検証体制等を充実とする、報告書案の内容に賛同します。その際には、検証に携わる有識者の選定プロセス、検証プロセスおよび検証結果について透明性を確保する必要があると考えます。 (ソフトバンク)</p>	
<p><b>意見93 管理部門と利用部門の実質的な機能分離に向け、会計データを活用し、適切な施策を講じるべき。</b></p>	<p><b>考え方93</b></p>
<p>【会計データのより一層の活用について】 冒頭に述べたとおり、各種制度の見直しは NTT 東西におけるアクセス網の実質的な機能分離を進める方向で実施すべきであり、今後、管理部門と利用部門の実質的な機能分離を進めるべく、会計データをより一層活用の上、適切な施策を講じて頂きたいと考えます。 例えば、接続会計における NTT 東西の損益計算書をもとに利用部門と管理部門の利益率を計算すると、利用部門と比べて管理部門の利益率が高い状況となっていますが、これは利用部門と管理部門間の費用配賦が適切でなく、接続料が高止まりしているといった可能性を示唆するものと考えられ、こうしたデータをもとに接続料算定方法の適正性の検証を行う等の対応が考えられます。 (ソフトバンク)</p>	<p>ご指摘の点については、第8章に記述した今後の検討に際し、留意することが適当である。</p>
<p><b>意見94 今後も、電気通信事業者を交えて議論を行うべき。</b></p>	<p><b>考え方94</b></p>
<p>今後の検討においても、この度の「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」のように、外部の有識者だけでなく、電気通信事業者も交えた中で、議論がオープンに行われることを要望します。 (イー・アクセス)</p>	<p>考え方93に同じ。</p>

第8章 施策展開の方向性

<p><b>意見95 会計制度について、今後も必要に応じ見直しを行うこととする報告書案に賛同。</b></p>	<p><b>考え方95</b></p>
<p>「電気通信事業における会計制度について、その機能が十分に発揮できるように定期的に見直しを行うことが必要」との報告書案の提言に賛同します。 (KDDI)</p>	
<p>【今後の見直しについて】 会計制度については、料金政策等の見直しを踏まえて随時機動的に見直しを行うとする、報告書案の内容に賛同します。 (ソフトバンク)</p>	
<p><b>意見96 今後も見直しを適宜行っていくべき。</b></p>	<p><b>考え方96</b></p>
<p>今回報告書案で提言された内容は、電気通信事業における会計制度の透明性向上に向けた第一歩であると認識しており、公正な競争条件を確保し、お客様利便の向上を図るため、今後も見直しを適宜行っていく必要があると考えます。 (KDDI)</p>	<p>ご指摘のとおり、電気通信事業における会計制度の在り方については、今後、ブロードバンド化・IP化の急速な進展やそれに伴うネットワーク構造や市場構造の変化を踏まえ、定期的に見直しを行うことが必要である。また、接続ルール、料金政策といった各種競争ルールの見直し等を踏まえ、随時、機動的に見直しを行うことも必要である。</p>